

聖籠町長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第12号

聖籠町長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
聖籠町長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成20年聖籠町規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第180条の2」を「第153条第1項、第180条の2」に改める。

第3条中「前条の規定」を「この規則」に改め、同条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

（聖籠町教育委員会教育長に対する委任）

第4条 聖籠町教育委員会教育長に別表第2に掲げる事務（地方自治法第180条の6に規定する権限に属する事務を除く。）を委任する。

第2条の見出し中「事務の委任」を「聖籠町農業委員会に対する委任」に改め、同条第2項を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（副町長に対する委任）

第2条 民法（明治29年法律第89号）第108条による双方代理の禁止規定に抵触する契約の締結に関する事務を副町長に委任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。